

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

◇告 示 字の区域の変更等

土地改良法による換地処分

基本測量の実施

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

◇企業管理規程 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

## 告 示

### 鳥取県告示第六百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

よる福永地区福永工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十二年十一月八日現在の地番による。)
大字大杉字清水田	大字大杉字清水田のうち七三六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福永字喜多橋三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字大杉字岩田	大字大杉字岩田のうち七三七の二から七四〇まで、七四一の二、七四二の二、七四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七三七の二、七四三の一及び七四三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大杉字出合代	大字大杉字出合代のうち七四七の一から七五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四六から七四七の二までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福永字喜多橋	大字福永字喜多橋のうち三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字福永字三郎谷一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一及び二の一と一体をなす国有地の一部、大字福永字式反長サ二の一部、大字大杉字清水田七三六の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大杉字岩田七三七の二から七四〇まで、七四一の二、七四二の二、七四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>大字福永字井手下</p>	<p>大字福永字井手下のうち六九の一部、七二の三から七四</p>	<p>大字福永字仲田</p>	<p>大字福永字三郎谷一の一、一三の一、一六の一、一八の二、一九の一、二〇の一から二の二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字福永字式反長サ二の一部、二三から三四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福永字仲田の全域、大字福永字井手下七二の三から七四までの一部、七五、七六及びこれらと一体をなす国有地並びに七二の一と一体をなす国有地の一部、大字福永字石田七七から七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大杉字出合代七五五から七五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福永字式反長サ</p>	<p>大字福永字式反長サのうち二二から三四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字福永字三郎谷</p>	<p>大字福永字三郎谷のうち一一、一三の一、一六の一、一八の二、一九の一、二〇の一から二の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一及び一二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>並びに七三七の二、七四三の一及び七四三の二と一体をなす国有地の一部、大字大杉字出合代七四七の一から七五四まで、七五五から七五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四六から七四七の二までと一体をなす国有地の一部並びに大字大杉字城ノ前の全域</p>
<p>大字福永字幾田</p>	<p>大字福永字幾田のうち八六から八九まで、九一から九二まで、九三の二から九六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字福永字家ノ向</p>	<p>大字福永字幾田八六から八九まで、九一から九二まで、九三の二から九六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福永字家ノ向のうち一一五の二、一一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字野田字出合同一の一から三まで、四の二、一〇の一、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三、四の一、五、七、一〇の一及び一〇の二と一体をなす国有地の一部並びに大字野田字上出合同一六の三の一部、一六の四、一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七の一と一体をなす国有地</p>	<p>大字福永字石田</p>	<p>大字福永字石田のうち七七から八五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字福永字前田</p>	<p>大字福永字井手下六九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六八の三及び六九と一体をなす国有地の一部並びに大字福永字前田の全域</p>	<p>まのの一部、七五、七六及びこれらと一体をなす国有地並びに六八の三、六九及び七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字福永字石田七七から七九までの一部、八〇から八五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字福永字曾利</p> <p>大字福永字家ノ向一五の二、一六及びこれらと一体をなす国有地、大字福永字曾利のうち一七三の一部、一七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福永字山鼻一七五の二の一部及び一七五の三並びに大字野田字上出合同一五の二の一部、一六の二の一部、一七の二、一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字福永字山鼻</p> <p>大字福永字山鼻のうち一七五の二から一七五の四まで以外の区域</p>	<p>大字野田字出合同</p> <p>大字野田字出合同のうち一の一から三まで、四の二、一〇の一、一〇の二の一部、一一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三、四の一、五、七、一〇の一及び一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字野田字上出合同一五の二、一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の一と一体をなす国有地の一部並びに大字野田字長通二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二三の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字野田字上出合同</p> <p>大字野田字上出合同一一の三、大字野田字上出合同一五の二の一部、一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字野田字長通一九から二三の二まで、二四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福永字曾利一七三の一部、一七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>
--	---	--	---

<p>大字野田字長通</p> <p>に大字福永字山鼻一七五の二の一部及び一七五の四 大字野田字長通のうち一九から二四の一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字大杉字城ノ前</p>
--	---------------------------------

鳥取県告示第六百七十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る福永地区福永工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年八月四日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十六号  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年八月四日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等水準測量)

二 作業期間

昭和五十三年八月十八日から同年十二月二十日まで

三 作業地域

米子市、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

鳥取県告示第六百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年八月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 米子市大篠津町 三四六三 沢田 和	道路の位置の指定場所 米子市和田町字天狐山西一四五〇一の一、一四五〇一の一 先農道、一四四九の一、一四四九地先農道、一四五九一の一 一部及び一四五九一一地先水路	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇〇メートル 六・〇〇〇メートル 延長 二三・五〇メートル
---------------------------------------	---	--

鳥取県告示第六百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年八月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 米子市上福原 一三三〇一三 名神観光開発株式会社 代表取締役 西田 三郎	道路の位置の指定場所 米子市上福原字東孫兵衛池一三五六二〇、一三五六一一九、一三五六一三、一三六〇一及び一三三七一三の一部並びに字道中江一三六二二二及び一三六二一六	道路の幅員及び延長 幅員 五・〇〇〇メートル 九・三〇〇メートル 延長 一四八・六〇メートル
--	---	---

企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十三年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）及び四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和五十三年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）」に改める。

## 附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。